

松江市障がいのある人もない人も共に住みよいまちづくり条例改正案  
 (市庁内における法令審査等で文言の修正が入る場合があります。)

改正後	改正前
<p>松江市障がいのある人もない人も共に 住みよいまちづくり条例</p> <p>目次</p> <p>前文 略</p> <p>第 1 章 総則(第 1 条—第 5 条)</p> <p>第 2 章 差別及び虐待の禁止並びに相互理 解の促進の取組(第 6 条・第 7 条)</p> <p>第 3 章 合理的配慮の促進の取組(第 8 条・ 第 9 条)</p> <p>第 4 章 差別等事案を解決するための取組 (第 10 条—第 16 条)</p> <p>第 5 章 雑則(第 17 条)</p> <p>附則</p> <p>全ての市民は、障がいの有無にかかわらず、 等しく基本的人権を享有するかけがえない 個人として尊重されるものである。</p> <p>市民一人ひとりが、このような思いをもっ て、その尊厳が重んじられるとともに、誰も が住み慣れた地域社会でお互いを尊重しなが ら安心して暮らせる共生社会の実現をめざす 必要がある。</p> <p>しかしながら、障がいのある人の社会参加 を制約する物理的、制度的な障壁や障がい に関する理解不足から生じる誤解や偏見、慣習 等の意識上の障壁など様々な社会的障壁があ る。</p> <p>その結果、障がいを理由として不当な差別 的取扱いを受けたり、障がいの特性に応じた 配慮が十分されていないこと等により、日常</p>	<p>松江市障がいのある人もない人も共に 住みよいまちづくり条例</p> <p>目次</p> <p>前文</p> <p>第 1 章 総則(第 1 条—第 5 条)</p> <p>第 2 章 差別及び虐待の禁止並びに相互理 解の促進の取組(第 6 条・第 7 条)</p> <p>第 3 章 合理的配慮の促進の取組(第 8 条・ 第 9 条)</p> <p>第 4 章 差別等事案を解決するための取組 (第 10 条—第 16 条)</p> <p>第 5 章 雑則(第 17 条)</p> <p>附則</p> <p>全ての市民は、障がいの有無にかかわらず、 等しく基本的人権を享有するかけがえない 個人として尊重されるものである。</p> <p>市民一人ひとりが、このような思いをもっ て、その尊厳が重んじられるとともに、誰も が住み慣れた地域社会でお互いを尊重しなが ら安心して暮らせる共生社会の実現をめざす 必要がある。</p> <p>しかしながら、障がいのある人の社会参加 を制約する物理的、制度的な障壁や障がい に関する理解不足から生じる誤解や偏見、慣習 等の意識上の障壁など様々な社会的障壁があ る。</p> <p>その結果、障がいを理由として不当な差別 的取扱いを受けたり、障がいの特性に応じた 配慮が十分されていないこと等により、日常</p>



(2) 差別 障がい者を理由として障がいのない人と比較して不当な取扱いをすることにより、障がいのある人の権利利益を侵害すること又は第3号に規定する社会的障壁の除去の実施について第4号に規定する合理的配慮を怠ることをいう。

(3) 社会的障壁 障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(4) 合理的配慮 障がいのある人が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失する、又は過度の負担を課するものでないものをいう。

(5) 虐待 障がいのある人に対して、暴行、暴言、侮辱、嫌がらせ、無視、放置、財産の侵奪、わいせつ行為、性的無配慮等を行うこと又は障がいのある人をしてそれらの行為をさせることをいう。

(6) 自立 第三者の支えを必要とするか否かにかかわらず、自らの人生を自らの意思で選択できることをいう。

(7) 市民等 松江市内に居住し、若しくは通勤、通学し、又は松江市を訪れる者をいう。

(8) 事業者 松江市内において事業活動を行う全ての者（ボランティア活動を行う団体などを含む。）をいう。

(2) 差別 障がい者を理由として障がいのない人と\_\_\_\_\_不当な取扱いをすることにより、障がいのある人の権利利益を侵害すること又は社会的障壁の除去の実施について\_\_\_\_\_合理的配慮を怠ることをいう。

○文言整理  
 ・「比較して」を追記し、条文を適正化。  
 ・「社会的障壁」等の定義が、後の条文で規定されているため、「号」の注釈を追加

(4) 合理的配慮 障がいのある人が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失する、又は過度の負担を課するものでないものをいう。

(5) 虐待 障がいのある人に対して、暴行、暴言、侮辱、嫌がらせ、無視、放置、財産の侵奪、わいせつ行為、性的無配慮等を行うこと又は障がいのある人をしてそれらの行為をさせることをいう。

(6) 自立 第三者の支えを必要とするか否かにかかわらず、自らの人生を自らの意思で選択できることをいう。

(7) 市民等 松江市内に居住し、若しくはボランティアを行う団体も「事業者」の定義に含むことを強調。

(8) 事業者 松江市内において事業活動を行う全ての者\_\_\_\_\_をいう。

- (9) 児童 満 18 歳に満たない者をいう。
- (10) 家族等 配偶者、父母、子及び配偶者の父母並びに同居する祖父母、兄弟姉妹、孫及びこれらに準ずる者として市長が定めるもののほか、後見人をいう。

- (11) 難病 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病をいう。

(基本理念)

第3条 共生社会を実現するため、全ての人は等しく基本的人権を享有する個人として、障がいを理由とする差別や虐待を受けることなく、その尊厳が重んじられなければならない。

2 社会全体で相互理解と合理的配慮の推進に取り組み、障がいの有無にかかわらず平等を基本として、誰もが参加できる社会を作らなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、第1条に規定する目的の実現を図るため、前条に定める基本理念にのっとり、障がいのある人への差別及び虐待をなくすための施策について、次に掲げる事項を基本として、総合的かつ計画的に実施しなければならない。

- (1) 市民等及び事業者と相互に連携し、障がいのある人の自己決定を尊重して取り組むこと。
- (2) 障がいのある人だけでなく、障がいのない人にとっても暮らしやすい地域づ

- (9) 児童 満 18 歳に満たない者をいう。
- (10) 家族等 配偶者、父母、子及び配偶者の父母並びに同居する祖父母、兄弟姉妹及び孫\_\_\_\_\_のほか、後見人をいう。

R5.10.1開始「島根県パートナーシップ宣誓制度」において、パートナーシップ宣誓を行ったカップルも「家族」に準じるものと扱う方針

方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病をいう。

(基本理念)

第3条 共生社会を実現するため、全ての人は等しく基本的人権を享有する個人として、障がいを理由とする差別や虐待を受けることなく、その尊厳が重んじられなければならない。

2 社会全体で相互理解と合理的配慮の推進に取り組み、障がいの有無にかかわらず平等を基本として、誰もが参加できる社会を作らなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、第1条に規定する目的の実現を図るため、前条に定める基本理念にのっとり、障がいのある人への差別及び虐待をなくすための施策について、次に掲げる事項を基本として、総合的かつ計画的に実施しなければならない。

- (1) 市民等及び事業者と相互に連携し、障がいのある人の自己決定を尊重して取り組むこと。
- (2) 障がいのある人だけでなく、障がいのない人にとっても暮らしやすい地域づ

くりにつながるとの考え方から、多くの市民とともに取り組むこと。

(3) 市は、障がいの相互理解の推進に当たって、周知及び啓発に取り組むこと。

(市民等及び事業者の役割)

第5条 市民等及び事業者は、第3条に定める基本理念にのっとり、障がいに対する理解を深めるとともに、市が実施する障がいのある人への差別及び虐待をなくすための取組に協力するよう努めるものとする。

2 市民等 \_\_\_\_\_ は、障がいのある人から 現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明(障がいのある人が本人による意思の表明が困難な場合に、当該本人の家族等などが当該本人を補佐して行う意見の表明を含む。以下、同じ。)があった場合において、合理的配慮をするように努めなければならない。

3 事業者はその事業を行うに当たり、障がいのある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、合理的配慮をしなければならない。

第2章 差別及び虐待の禁止並びに相互理解の促進の取組

(差別及び虐待の禁止)

第6条 何人も、障がいのある人又はその家族等に対し、差別をしてはならない。

2 何人も、障がいのある人に対し、虐待をしてはならない。

(相互理解の促進)

第7条 障がいを理由とする差別から生ずる誤解や偏見を解消するため、市、市民等及

くりにつながるとの考え方から、多くの市民とともに取り組むこと。

(3) 市は、障がいの相互理解の推進に当た

○「合理的配慮の提供」について分かりやすい文言に修正

第5条 配慮の求めについて、障害者差別解消法の条文に合わせ、2項、3項を同じ表現に統一  
・意思の表明が困難な本人を家族が補佐できる旨も追加

取組に協力するよう努めるものとする。

2 市民等 及び事業者は、障がいのある人から 自らの意思によって合理的配慮を求められた場合には、最大限の配慮

\_\_\_\_\_に努めなければならない。

第2章 差別及び虐待の禁止並びに相互理解の促進の取組

(差別及び虐待の禁止)

第6条 何人も、障がいのある人又はその家族等に対し、差別をしてはならない。

2 何人も、障がいのある人に対し、虐待をしてはならない。

(相互理解の促進)

第7条 障がいを理由とする差別から生ずる誤解や偏見を解消するため、市、市民等及

び事業者は、障がいについて相互に理解を深めなければならない。

- 2 市、市民等及び事業者は、相互理解の促進に際し、合理的配慮に基づいた研修の実施及び相互に交流できる機会の提供その他必要な取組に努めなければならない。

第3章 合理的配慮の促進の取組

(合理的配慮の促進の取組)

第8条 市、市民等及び事業者は、次の各号に掲げる合理的配慮の促進の取組を行うものとする。

(1) 情報・コミュニケーション

ア 市は、障がいのある人が地域で自立した生活を営むに当たって必要とする情報について、障がいのある人の意思を尊重し、障がい \_\_\_\_\_ に応じた手段及び方法により、情報提供をしなければならない。

イ 市は、情報の提供及び受領に当たって、手話等のコミュニケーション手段の普及及び拡大をしなければならない。

ウ 市民等及び事業者は、ア及びイに掲げる合理的配慮に取り組むよう努めるものとする。

(2) 保育・教育

ア 市は、障がいのある児童の保育及び教育を受ける機会を保障し、共生社会の形成に向けて障がいのある児童が障がいのない児童と共に、保育及び教育を受けられるよう合理的配慮等の必要な施策を講じなければならない。

び事業者は、障がいについて相互に理解を深めなければならない。

- 2 市、市民等及び事業者は、相互理解の促進に際し、合理的配慮に基づいた研修の実施及び相互に交流できる機会の提供その他必要な取組に努めなければならない。

第3章 合理的配慮の促進の取組

(合理的配慮の促進の取組)

第8条 市、市民等及び事業者は、次の各号に掲げる合理的配慮の促進の取組を行うものとする。

○文言整理  
・「障がい」の定義において、「～制限を受ける状態にあること」とあり、状態の状態となるため削除

した生活を営むに当たって必要とする情報について、障がいのある人の意思を尊重し、障がいの状態に応じた手段及び方法により、情報提供をしなければならない。

イ 市は、情報の提供及び受領に当たって、手話等のコミュニケーション手段の普及及び拡大をしなければならない。

ウ 市民等及び事業者は、ア及びイに掲げる合理的配慮に取り組むよう努めるものとする。

(2) 保育・教育

ア 市は、障がいのある児童の保育及び教育を受ける機会を保障し、共生社会の形成に向けて障がいのある児童が障がいのない児童と共に、保育及び教育を受けられるよう合理的配慮等の必要な施策を講じなければならない。

イ 市は、児童及び家族等に対して、教育や進学に関する相談体制を整えるなど適正な措置を講じなければならない。

ウ 市は、障がいのある児童が、その能力や可能性を最大限に伸ばして自立を図り、社会参加することができるよう特別支援教育を推進するとともに、その目的や内容を市民にわかりやすく知らせなければならない。

(3) 雇用・就労

ア 市は、障がいのある人の希望と適性に応じ、障がいのある人が就労を行えるよう、行政、企業、福祉、医療、学校その他の関係者による支援体制を整備しなければならない。

イ 事業者は、障がいのある人にとって必要とされる雇用及び就労に関する環境を整備するよう努めるものとする。

(4) 生活環境(住まい・公共交通)

ア 市は、障がいのある人の住宅の確保を円滑にするための環境整備をしなければならない。

イ 市は、障がいのある人の公共交通機関の利用を円滑にするための環境整備をしなければならない。

ウ 事業者は、ア及びイに掲げる合理的配慮に取り組むよう努めるものとする。

(5) 防災

市は、障がいのある人及びその家族等が災害時に被る被害を最小限にとどめる

イ 市は、児童及び家族等に対して、教育や進学に関する相談体制を整えるなど適正な措置を講じなければならない。

ウ 市は、障がいのある児童が、その能力や可能性を最大限に伸ばして自立を図り、社会参加することができるよう特別支援教育を推進するとともに、その目的や内容を市民にわかりやすく知らせなければならない。

(3) 雇用・就労

ア 市は、障がいのある人の希望と適性に応じ、障がいのある人が就労を行えるよう、行政、企業、福祉、医療、学校その他の関係者による支援体制を整備しなければならない。

イ 事業者は、障がいのある人にとって必要とされる雇用及び就労に関する環境を整備するよう努めるものとする。

(4) 生活環境(住まい・公共交通)

ア 市は、障がいのある人の住宅の確保を円滑にするための環境整備をしなければならない。

イ 市は、障がいのある人の公共交通機関の利用を円滑にするための環境整備をしなければならない。

ウ 事業者は、ア及びイに掲げる合理的配慮に取り組むよう努めるものとする。

(5) 防災

市は、障がいのある人及びその家族等が災害時に被る被害を最小限にとどめる

ため、災害が生じた際に障がいのある人にとって必要とされる援護の内容を具体的に定め、その整備を継続的に行わなければならない。

(6) 文化・スポーツ等

市は、障がいのある人が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うための環境整備をしなければならない。

(7) 観光

ア 市は、「国際文化観光都市・松江」を障がいのある人が安心して観光することができるよう観光施設等のバリアフリー情報の提供をしなければならない。

イ 市は、施設利用や移動に当たっての受入体制の整備をしなければならない。

ウ 市民等及び事業者は、ア及びイに掲げる合理的配慮に取り組むよう努めるものとする。

(合理的配慮の評価)

第9条 市は、この条例に基づく相互理解の促進及び合理的配慮の取組状況の評価を行わなければならない。

2 市長は、合理的配慮の積極的实施及びその普及に貢献したと認められるもののほか、障がいのある人に対する理解を広げ、差別を解消するため市民の模範となる行為をしたと認められるものを表彰することができる。

第4章 差別等事案を解決するための

ため、災害が生じた際に障がいのある人にとって必要とされる援護の内容を具体的に定め、その整備を継続的に行わなければならない。

(6) 文化・スポーツ等

市は、障がいのある人が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うための環境整備をしなければならない。

(7) 観光

ア 市は、「国際文化観光都市・松江」を障がいのある人が安心して観光することができるよう観光施設等のバリアフリー情報の提供をしなければならない。

イ 市は、施設利用や移動に当たっての受入体制の整備をしなければならない。

ウ 市民等及び事業者は、ア及びイに掲げる合理的配慮に取り組むよう努めるものとする。

(合理的配慮の評価)

第9条 市は、この条例に基づく相互理解の促進及び合理的配慮の取組状況の評価を行わなければならない。

2 市長は、合理的配慮の積極的实施及びその普及に貢献したと認められるもののほか、障がいのある人に対する理解を広げ、差別を解消するため市民の模範となる行為をしたと認められるものを表彰することができる。

第4章 差別等事案を解決するための

## 取組

(松江市障がい者差別解消推進委員会の設置)

第10条 市長は、障がい及び障がいのある人に対する相互理解の推進及び差別の解消を図ることを目的として、松江市障がい者差別解消推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、障がいのある人への差別に該当すると思われる事案(以下「差別等事案」という。)に係る申立ての調査及び審議並びに前条第2項の表彰に係る選考を行うものとする。

3 委員会は、委員10人以内で組織する。

4 委員は、障がいのある人への差別に関し、障がいのある人を含め優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

8 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

9 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

10 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(相談)

第11条 障がいのある人、その家族等、**事業者その他関係者**は、差別等事案について、

## 取組

(松江市障がい者差別解消推進委員会の設置)

第10条 市長は、障がい及び障がいのある人に対する相互理解の推進及び差別の解消を図ることを目的として、松江市障がい者差別解消推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、障がいのある人への差別に該当すると思われる事案(以下「差別等事案」という。)に係る申立ての調査及び審議並びに前条第2項の表彰に係る選考を行うものとする。

3 委員会は、委員10人以内で組織する。

4 委員は、障がいのある人への差別に関し、障がいのある人を含め優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

8 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

9 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

10 委員長に事故があるとき、又は委員長が

相談者として、事業者を強調

(相談)

第11条 障がいのある人、その家族等**その他関係者**は、差別等事案につい

市に相談することができる。

2 市は、前項に掲げる事務の全部又は一部を次の各号に掲げる者(以下「地域相談員等」という。)に委託することができる。

(1) 身体障害者相談員(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第12条の3第3項に規定する身体障害者相談員をいう。)

(2) 知的障害者相談員(知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の2第3項に規定する知的障害者相談員をいう。)

(3) 障がいのある人への相談支援を行う事業者

(4) 前3号に掲げる者のほか、特に市長が適当と認める者

3 地域相談員等は、正当な理由なく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(助言又はあっせんの申立て)

第12条 障がいのある人は、差別等事案があるときは、市長に対し、当該差別等事案を解決するために必要な助言又はあっせんを行うよう申し立てることができる。

2 障がいのある人の家族等その他関係者は、前項に規定する申立てをすることができる。ただし、障がいのある人本人の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。

(調査)

第13条 市長は、前条の規定による申立てがあったときは、当該申立てに係る事実につ

て、市に相談することができる。

2 市は、前項に掲げる事務の全部又は一部を次の各号に掲げる者(以下「地域相談員等」という。)に委託することができる。

(1) 身体障害者相談員(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第12条の3第3項に規定する身体障害者相談員をいう。)

(2) 知的障害者相談員(知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の2第3項に規定する知的障害者相談員をいう。)

(3) 障がいのある人への相談支援を行う事業者

(4) 前3号に掲げる者のほか、特に市長が適当と認める者

3 地域相談員等は、正当な理由なく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(助言又はあっせんの申立て)

第12条 障がいのある人は、差別等事案があるときは、市長に対し、当該差別等事案を解決するために必要な助言又はあっせんを行うよう申し立てることができる。

2 障がいのある人の家族等その他関係者は、前項に規定する申立てをすることができる。ただし、障がいのある人本人の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。

(調査)

第13条 市長は、前条の規定による申立てがあったときは、当該申立てに係る事実につ

いて調査を行うものとする。この場合において、調査の対象となる者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

(助言又はあっせん)

第 14 条 市長は、第 12 条の申立てがあつたときは、委員会に対し、助言又はあっせんを行うことの可否について諮問するものとする。

2 委員会は、前項の助言又はあっせんを行うことの適否の判断を行う場合において、当該差別等事案に係る障がいのある人その他関係者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

3 委員会が助言又はあっせんを行うことが適当と認めるときは、市長は、当該差別等事案に係る障がいのある人その他関係者に対し、助言又はあっせんを行うものとする。

(勧告)

第 15 条 市長は、前条第 3 項の規定により助言又はあっせんを行った場合において、差別をしたと認められる者が正当な理由なく当該助言又はあっせんに従わないときは、当該差別をしたと認められる者に対して当該助言又はあっせんに従うよう勧告することができる。

(公表)

第 16 条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

いて調査を行うものとする。この場合において、調査の対象となる者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

(助言又はあっせん)

第 14 条 市長は、第 12 条の申立てがあつたときは、委員会に対し、助言又はあっせんを行うことの可否について諮問するものとする。

2 委員会は、前項の助言又はあっせんを行うことの適否の判断を行う場合において、当該差別等事案に係る障がいのある人その他関係者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

3 委員会が助言又はあっせんを行うことが適当と認めるときは、市長は、当該差別等事案に係る障がいのある人その他関係者に対し、助言又はあっせんを行うものとする。

(勧告)

第 15 条 市長は、前条第 3 項の規定により助言又はあっせんを行った場合において、差別をしたと認められる者が正当な理由なく当該助言又はあっせんに従わないときは、当該差別をしたと認められる者に対して当該助言又はあっせんに従うよう勧告することができる。

(公表)

第 16 条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に対し、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、意見を述べる機会を与えなければならない。

#### 第5章 雑則

(雑則)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。

(検討)

2 市は、この条例の施行後3年以内において、相互理解の推進及び差別の解消その他この条例の施行状況について、委員会で検討し、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に対し、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、意見を述べる機会を与えなければならない。

#### 第5章 雑則

(雑則)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。

(検討)

2 市は、この条例の施行後3年以内において、相互理解の推進及び差別の解消その他この条例の施行状況について、委員会で検討し、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。